

社会福祉法人町田市社会福祉協議会安全衛生委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会の職員（嘱託職員、臨時職員等を含む）の健康障害及び健康の保持のための安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的に安全衛生委員会（以下「委員会」という）を置く。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、法人に対して必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関することでリスクアセスメントの実施と低減措置に係るものに関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るため、必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (7) 調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 作業環境測定及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (9) 定期に行なわれる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (10) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (11) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち職員の危険防止に関すること。
- (13) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 衛生管理者
 - (2) 産業医
 - (3) 安全及び衛生に関する経験等を有する者の中から法人が指定した者。
- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 法人は、委員長以外の委員の半数については、職員を代表する者の推薦に基づき

指名することとする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。
- 3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるように努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が退職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置き、庶務を行なう。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年8月1日より施行する。

平成22年8月1日 制 定